

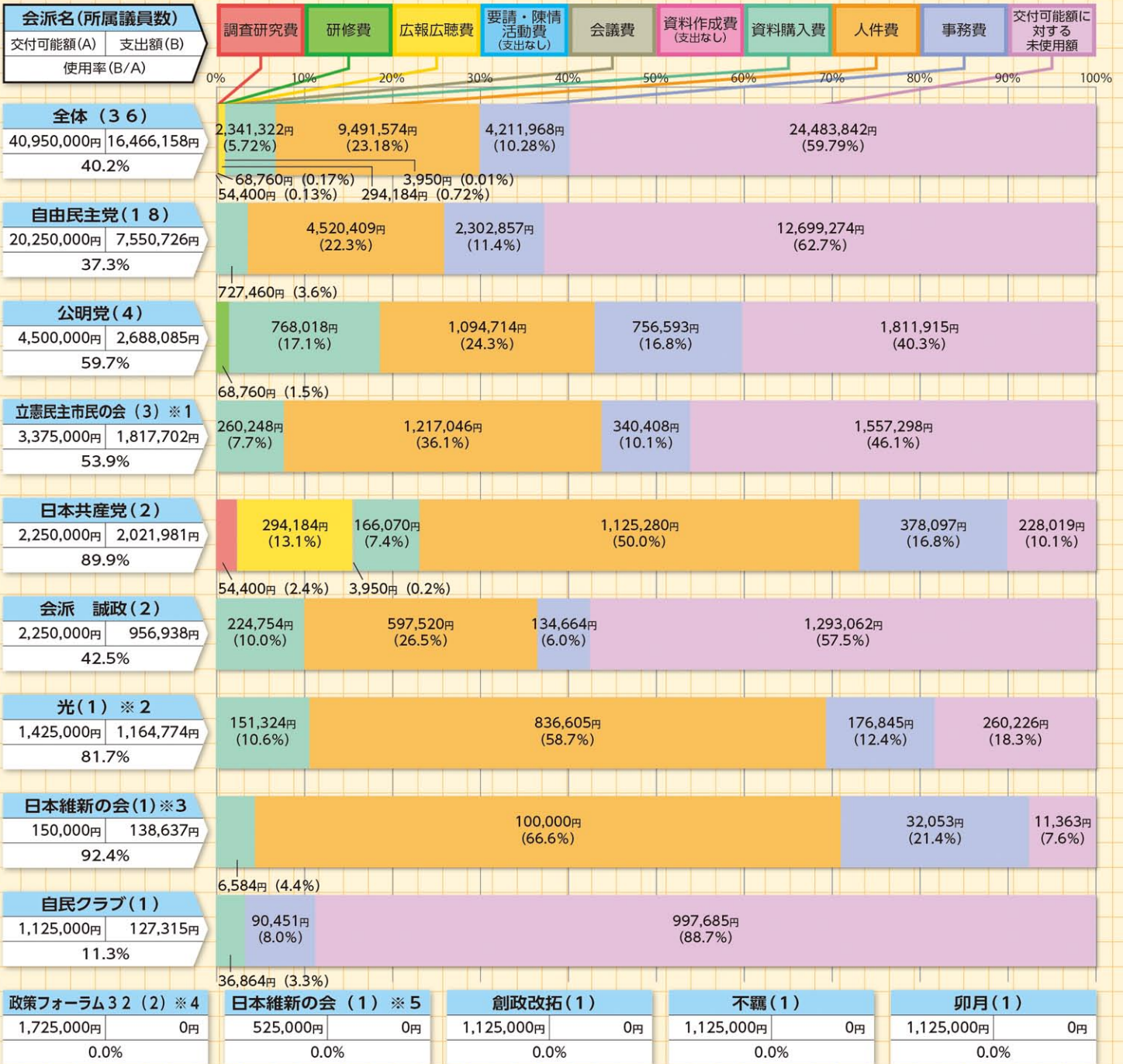
特集 政務活動費

政務活動費は、地方自治法および富山市議会政務活動費の交付に関する条例の規定に基づき、議員の調査研究その他の活動に資するため必要な経費の一部として、会派に交付されているものです。

昨年度は、政務活動費の減額や視察を自粛するなど、政務活動費の使用について、これまでと異なる状況であったことから、内訳に項目（未使用額）を追加して掲載しております。

交付可能額：（2年4月～2年6月）会派所属議員数×月15万円
 （2年7月～3年3月）会派所属議員数×月7万5千円（新型コロナウイルス感染症対策に活用するため減額したもの）

政務活動費 内訳 【令和2年度（令和2年4月～令和3年3月）】



政策フォーラム32、日本維新の会（※5）、創政改拓、不羈、卯月は政務活動費を使用していません。
 (※1) 立憲民主市民の会は、令和3年2月25日に社会民主党議員会から会派の名称変更を行いました。
 (※2) 光は、令和2年6月24日に所属議員が2人から1人へ変更となり、令和3年1月31日に解散したため、交付可能額は、令和2年4月～令和3年1月までの分として掲載しています。また、令和2年4月～同年6月は所属議員2人、同年7月～令和3年1月は所属議員1人として計算しています。
 (※3) 日本維新の会は、令和3年2月1日に会派を結成したため、交付可能額は、令和3年2月～同年3月までの分として掲載しています。
 (※4) 政策フォーラム32は、令和2年7月7日、フォーラム38から会派の名称変更を行いました。併せて、所属議員が1人から2人へ変更となりました。交付可能額は、令和2年4月～同年7月は所属議員1人、同年8月～令和3年3月は所属議員2人として計算しています。
 (※5) 日本維新の会は、令和2年7月7日に解散したため、交付可能額は、令和2年4月～同年7月までの分として掲載しています。
 なお、(※3)と(※5)について、会派名は同一ですが、所属議員が異なります。

政務活動費は、下記のように使われます。

- 調査研究費 先進地視察、調査委託等の経費
- 研修費 研修会開催、研修会参加等の経費
- 広報広聴費 市政報告会、広報紙発行、広聴会等の経費
- 要請・陳情活動費 国、県等への要請、陳情等の経費
- 会議費 各種会議に要する経費
- 資料作成費 行政課題の検討等の資料作成に要する経費
- 資料購入費 書籍、新聞、行政資料等の購入に要する経費
- 人件費 会派事務職員を雇用する経費
- 事務費 通信費、事務用品購入等の経費